

京都府外国人留学生緊急生活支援事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 知事は、京都府内の大学（大学院を含む。以下同じ。）、短期大学、専修学校（専門課程に限る。以下同じ。）及び高等専門学校（以下「大学等」という。）並びに大学等への入学に先立ち実施される日本語等の予備教育を行う教育施設（以下「日本語等予備教育施設」という。）に通う外国人留学生が安心して学べる環境を確保するため、大学等及び日本語等予備教育施設が実施する、外国人留学生が安心して学生生活を送れるよう支援するための取組等に要する経費について、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要領の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要領において「外国人留学生」とは、次の各号のすべてに該当する者をいう。

- (1) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の4の表の「留学」の在留資格を有する者（他の在留資格から当該在留資格への変更を予定する者を含む。）
- (2) 日本国内に在留、又は日本への渡航を予定する者
- (3) 大学等及び日本語等予備教育施設に在籍する者
- (4) 別表1に定める国の国籍を有する者（二重国籍により日本の国籍を有する者を除く。）

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、京都府内に本部を置く大学等及び日本語等予備教育施設とする。ただし、大学と短期大学が共通する校地において運営されている場合は、一の補助対象者とみなす。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、令和7年6月2日から令和8年3月31日までの間に補助対象者が実施する京都府内の校地に係る事業であって、次に掲げるものとする。

- (1) 外国人留学生への食料品や食事提供等の支援
- (2) 外国人留学生への生活必需品の支援
- (3) 外国人留学生の相談窓口の設置
- (4) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事業

(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表2に定めるとおりとする。ただし、特に知事が必要と認める場合は、この限りでない。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額及び補助限度額を比較していずれか少ない額を限度とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(事前着手)

第7条 補助対象者は、補助金の交付決定前に事業を実施した場合（当該事業に係る契約を締結した場合を含む。）は、補助金の交付を受けることはできない。ただし、やむを得ない事由により、当該事業に係る補助金の交付の申請を行った日から当該申請に係る補助金の交付決定前までに当該事業を実施しようとする場合（当該事業に係る契約を締結しようとする場合を含む。）は、別記第1号様式による事前着手届を知事に提出して、その承認を受けたときは、この限りでない。

(交付申請)

第8条 規則第5条の規定による交付申請書は、別記第2号様式とし、補助金の交付を受けようとするものは、令和7年6月2日から令和7年12月26日までに当該交付申請書を知事に提出しなければならない。

(交付決定)

第9条 知事は、前条に規定する交付申請書を受理した場合は、事業の内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、交付決定の通知を行うものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 知事は、前条の規定による補助金の交付の決定を受けたもの（以下「補助事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき
- (2) 第4条に定める事業以外に補助金を充てたとき
- (3) 支援対象学生等が補助金により重複して給付を受けたと認められるとき

(変更申請)

第11条 規則第9条の規定により知事の承認を受けなければならない変更（次の各号いずれかに定める場合を除く。）の申請は、別記第3号様式によるものとする。

- (1) 補助対象経費の総額の20%以内の減額
- (2) 補助事業の内容を著しく変更しない軽微な変更

2 知事は、必要に応じ、前項の承認に条件を付することができる。

(取消し又は変更の通知)

第12条 知事は、第10条又は前条の規定により、交付決定の取消し又は交付額の変更をしたときは、補助事業者に通知する。

(補助金の返還)

第 13 条 知事は第 10 条又は第 11 条の規定により、交付決定の取消し又は交付額の変更をしたときは、交付された補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(実績報告)

第 14 条 規則第 13 条に規定する実績報告書は、別記第 4 号様式とし、補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定に係る年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに知事に提出するものとする。

(書類の整備)

第 15 条 補助事業者は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(その他)

第 16 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和 4 年 3 月 23 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 6 月 2 日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

国名
ウクライナ

別表 2 (第 5 条関係)

補助対象経費	補助率	補助限度額
--------	-----	-------

賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、補助金、割引料	10 / 10	令和6年12月29日以降に新たに在籍する外国人留学生の人数に10万円を乗じて得た額
--	---------	---